

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年7月30日(2015.7.30)

【公開番号】特開2013-13476(P2013-13476A)

【公開日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2011-146900(P2011-146900)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月15日(2015.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者が視認可能な位置に設けられて電力によって駆動する複数の電気装置と、それら複数の電気装置の少なくとも一部を用いて遊技状態に応じた演出を実行する演出実行手段とを備えた遊技機において、

前記複数の電気装置は、

前記演出実行手段により実行される演出用の動画像又は静止画像を表示可能な表示画面を有する第1の電気装置と、

その第1の電気装置とは異なる電気装置であるとともに駆動手段により駆動動作される第2の電気装置とを含んで構成され、

該遊技機は、

前記第2の電気装置に使用する電力を、第1の電力から該第1の電力より低い第2の電力に低下させる電力切替手段と、

前記第2の電気装置が前記電力切替手段により前記第2の電力に切り替えられた状態において、前記第1の電気装置の表示画面に演出用の動画像又は静止画像と、前記第2の電気装置が前記駆動手段により駆動動作される場合の動画像を表示する手段と、を備え、

前記第2の電気装置は、前記第1の電気装置の表示画面の少なくとも一部と重なる位置に移動するものであることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記演出用の動画像又は静止画像を前記表示画面に表示させるためのデータを記憶する記憶手段を備えていることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

しかしながら、使用電力を減らすために電気装置を単に減らした場合、例えば、演出の多様化による差別化が困難となって、演出による遊技の面白味が低下するという問題点が

あつた。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、上記例示した問題点等を解決するためになされたものであり、使用電力を好適に制御した遊技機を提供することを目的としている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この目的を達成するために、請求項1記載の遊技機は、遊技者が視認可能な位置に設けられて電力によって駆動する複数の電気装置と、それら複数の電気装置の少なくとも一部を用いて遊技状態に応じた演出を実行する演出実行手段とを備えたものであって、前記複数の電気装置は、前記演出実行手段により実行される演出用の動画像又は静止画像を表示可能な表示画面を有する第1の電気装置と、その第1の電気装置とは異なる電気装置であるとともに駆動手段により駆動動作される第2の電気装置とを含んで構成され、該遊技機は、前記第2の電気装置に使用する電力を、第1の電力から該第1の電力より低い第2の電力に低下させる電力切替手段と、前記第2の電気装置が前記電力切替手段により前記第2の電力に切り替えられた状態において、前記第1の電気装置の表示画面に演出用の動画像又は静止画像と、前記第2の電気装置が前記駆動手段により駆動動作される場合の動画像を表示する手段と、を備え、前記第2の電気装置は、前記第1の電気装置の表示画面の少なくとも一部と重なる位置に移動するものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項2記載の遊技機は、請求項1記載の遊技機において、前記演出用の動画像又は静止画像を前記表示画面に表示させるためのデータを記憶する記憶手段を備えている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0012】

本発明の遊技機によれば、遊技者が視認可能な位置に設けられて電力によって駆動する複数の電気装置と、それら複数の電気装置の少なくとも一部を用いて遊技状態に応じた演出を実行する演出実行手段とを備えたものであって、前記複数の電気装置は、前記演出実行手段により実行される演出用の動画像又は静止画像を表示可能な表示画面を有する第1の電気装置と、その第1の電気装置とは異なる電気装置であるとともに駆動手段により駆動動作される第2の電気装置とを含んで構成され、該遊技機は、前記第2の電気装置に使用する電力を、第1の電力から該第1の電力より低い第2の電力に低下させる電力切替手段と、前記第2の電気装置が前記電力切替手段により前記第2の電力に切り替えられた状態において、前記第1の電気装置の表示画面に演出用の動画像又は静止画像と、前記第2の電気装置が前記駆動手段により駆動動作される場合の動画像を表示する手段と、を備え、前記第2の電気装置は、前記第1の電気装置の表示画面の少なくとも一部と重なる位置に移動するものであるので、使用電力を好適に制御した遊技機を提供できるという効果がある。

## 【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0719

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0719】

遊技機D1からD4のいずれかにおいて、前記遊技機はパチンコ遊技機とスロットマシンとを融合させたものであることを特徴とする遊技機D7。中でも、融合させた遊技機の基本構成としては、「複数の識別情報からなる識別情報列を動的表示した後に識別情報を確定表示する可変表示手段を備え、始動用操作手段（例えば操作レバー）の操作に起因して識別情報の変動が開始され、停止用操作手段（例えばストップボタン）の操作に起因して、或いは、所定時間経過することにより、識別情報の動的表示が停止され、その停止時の確定識別情報が特定識別情報であることを必要条件として、遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる特別遊技状態発生手段とを備え、遊技媒体として球を使用すると共に、前記識別情報の動的表示の開始に際しては所定数の球を必要とし、特別遊技状態の発生に際しては多くの球が払い出されるように構成されている遊技機」となる。

<その他>

パチンコ機やスロットマシン等の遊技機には、例えば、液晶表示画面が設けられたものがある（例えば、特許文献1：特開2006-174956号公報）。液晶表示画面が設けられている遊技機では、例えば、始動条件の成立（例えば、始動口へ球の入賞）を契機として、液晶表示画面に図柄を変動表示させ、その変動表示が停止した場合に液晶表示画面に表示された停止図柄が予め定められた図柄の組み合わせであれば、遊技者にとって有利な特別遊技状態が発生して、多量の賞球が払出可能な状態とされる。かかる遊技機では、遊技の興奮を高めるため、種々の演出（例えば、予告演出や、リーチ演出や、大当たり演出など）が行われている。近年では、多数の電気部品（例えば、液晶表示画面、LEDなどの発光体、モータやソレノイドなどにより動作する可動体、スピーカ装置など）を駆使した多様な演出が行われている。

その一方で、環境保護の観点から、遊技者の中でも節電に対する意識が高まりつつある。しかしながら、電気部品を単に減らして節電を図った場合、例えば、演出の多様化による差別化が困難となって、演出による遊技の面白味が低下するという問題点があった。

本技術的思想は、上記例示した問題点等を解決するためになされたものであり、節電を行いつつ、好適な遊技を提供できる遊技機を提供することを目的としている。

<手段>

この目的を達成するために、技術的思想1の遊技機は、始動条件が成立した場合に抽選を行う抽選手段と、その抽選手段により所定の結果が選ばれた場合に、通常状態より遊技者に有利な特別遊技状態を発生する特別遊技状態発生手段と、前記抽選手段により選ばれた結果を示唆する停止図柄を表示可能な表示手段とを備えたものであって、前記表示手段は、第1の表示手段と、その第1の表示手段より消費電力が小さい第2の表示手段とを含んで構成され、当該遊技機は、所定のタイミングで、前記第1の表示手段を消灯し、前記第2の表示手段を点灯することによって、前記停止図柄を表示するために使用する表示手段を、前記第1の表示手段から、前記第2の表示手段に切り換える節電手段とを備えている。

技術的思想2の遊技機は、技術的思想1の遊技機において、前記第2の表示手段は、前記第1の表示手段の前面側に重ねて配置された状態で、前記停止図柄を表示するために使用される。

技術的思想3の遊技機は、技術的思想1の遊技機において、前記第1の表示手段に重なる状態と、前記第1の表示手段を露出する状態とを切り換えるように動作可能な前面側部材を備え、前記第2の表示手段は、前記前面側部材に設けられており、前記停止図柄を表示する前記表示手段が、前記節電手段によって前記第1の表示手段に切り換えられた状態で、前記第2の表示手段が収納されている。

技術的思想4の遊技機は、技術的思想3の遊技機において、前記前面側部材は、前記第

1の表示手段の前面側に重ねて配置された場合に、前記第1の表示手段を視認可能な切欠部又は孔部を有している。

技術的思想5の遊技機は、技術的思想1から4のいずれかの遊技機において、前記節電手段は、前記第1の表示手段が前記停止図柄を表示するための表示手段として使用されている場合に、前記第1の表示手段に表示されている表示内容に対応する表示を、前記第2の表示手段にも表示させる第1の手段と、その第1の手段による表示を行った後、前記第1の表示手段を、前記停止図柄が表示不可能な状態にして、前記第1の表示手段に表示されていた表示内容を消去する第2の手段とを含む。

技術的思想6の遊技機は、技術的思想1から5のいずれかの遊技機において、前記第1の表示手段が配設された遊技領域の周囲に設けられ、電力により駆動されて発光する第1の電気部品と、その第1の電気部品より外周側に設けられ、電力により駆動されて発光する第2の電気部品とを有し、前記節電手段は、前記所定のタイミングで、前記第1の電気部品に使用する電力を所定レベルだけ低下させるとともに、前記第2の電気部品に使用する電力を前記所定レベルより大きなレベルだけ低下させる。

#### <効果>

技術的思想1の遊技機によれば、停止図柄を表示するために使用する表示手段が、節電手段により、所定のタイミングで、第1の表示手段を消灯し、第2の表示手段を点灯することによって、第1の表示手段から、その第1の表示手段より消費電力が小さい第2の表示手段に切り換えられる。よって、停止図柄を表示するために第2の表示手段を使用することによって、消費電力の抑制（節電）を図ることができる。また、抽選手段により選ばれた結果は、遊技者の利益を左右するものであるので、その結果に応じた停止図柄は、遊技者が特に注目する図柄である。そのため、かかる停止図柄を非表示にした場合には、遊技者は、抽選結果を把握し難く、それによって遊技のテンポが悪くなったり感じたり、外れが続いた場合に、抽選手段による抽選が本当に行われたかどうかの疑念を抱いたりするなどの不都合が生じる可能性がある。しかし、技術的思想1の遊技機によれば、抽選手段により選ばれた結果（抽選結果）を示す停止図柄が第2の表示手段に表示されるので、上記例示した不都合を好適に防止できる。従って、技術的思想1の遊技機によれば、節電を行いつつ、上記例示した不都合が好適に防止された好適な遊技を遊技者に提供することができるという効果がある。

技術的思想2の遊技機によれば、技術的思想1の遊技機が奏する効果に加えて、次の効果を奏する。停止図柄を表示する位置が変わらないため、節電手段によって表示手段が切り換えられたとしても、遊技者が視認位置を容易に移行できるという効果がある。

技術的思想3の遊技機によれば、技術的思想1の遊技機が奏する効果に加えて、次の効果を奏する。第1の表示手段が使用されて、第2の表示手段が使用されていない場合には、その未使用状態の第2の表示手段が収納されて隠されるので、遊技者が不必要に気にならざることがないという効果がある。

技術的思想4の遊技機によれば、技術的思想3の遊技機が奏する効果に加えて、次の効果を奏する。前面側部材は、第1の表示手段の前面側に重ねて配置された場合に、第1の表示手段を視認可能な切欠部又は孔部を有しているので、遊技者は、その切欠部又は孔部を介して第1の表示手段に停止図柄が表示されていないこと（例えば、第1の表示手段が真っ暗になっていること）を確認することができる。よって、この切欠部又は孔部を介して確認した第1の表示手段の状態から、節電が行われていることを遊技者に実感させることができるという効果がある。

技術的思想5の遊技機によれば、技術的思想1から4のいずれかの遊技機が奏する効果に加えて、次の効果を奏する。第1の手段により、第1の表示手段に表示されている表示内容に対応する表示が前記第2の表示手段にも表示された後、第2の手段により、前記第1の表示手段に表示されていた表示内容が消去される。つまり、第1の表示手段と第2の表示手段との両方に同等の内容の表示をさせた後、停止図柄を表示するために使用する表示手段が、第1の表示手段から第2の表示手段に切り換える。よって、第1の表示手段に表示される停止図柄などの表示内容と第2の表示手段に表示される表示内容とが疑義のな

い正当なものであることを遊技者に明示することができ、遊技者が不信感を抱くことを好適に防止できるという効果がある。

技術的思想 6 の遊技機によれば、技術的思想 1 から 5 のいずれかの遊技機において、第 1 の表示手段が配設された遊技領域の周囲に設けられる第 1 の電気部品と、その第 1 の電気部品より外周側に設けられる第 2 の電気部品とに使用する電力が節電手段によって低下されるので、消費電力の抑制（節電）を図ることができる。このとき、第 1 の電気部品に使用する電力が所定レベルだけ低下され、第 2 の電気部品に使用する電力が前記所定レベルより大きなレベルだけ低下されるので、第 1 の表示手段が配設された遊技領域の周囲に設けられる第 1 の電気部品の輝度や動作量を、その第 1 の電気部品より外周側に設けられる第 2 の電気部品の輝度や動作量より大きくすることができます。停止図柄が表示される第 1 の表示手段は、遊技者が注目する領域であるので、かかる遊技領域により近い位置に配置された第 1 の電気部品の輝度や動作量を、第 2 の電気部品に比べて大きくすることにより、節電手段による消費電力の抑制（節電）に伴う印象の悪化（例えば、第 1 の表示手段から、消費電力の小さい第 2 の表示手段への切り換えに伴い、遊技領域に明るい印象がなくなること）を抑制することができ、それにより、遊技の興趣の低下を抑制できる。よって、節電を行いつつ、好適な遊技を遊技者に提供することができるという効果がある。

【手続補正 1 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 7 2 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 7 2 0】

1 0	パチンコ機（遊技機）
8 1	第 3 図柄表示装置（電気装置、第 1 の電気装置）
1 1 0	主制御装置
1 1 7	演出制御装置
3 6 1	演出用可動体（電気装置、第 2 の電気装置）